

平成25年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成25年8月1日(木) 午後4時30分～

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

福田 久美子 委員 山本 正人 委員 山口 ゆりえ 委員

鹿野 順子 委員 吉田 利夫 委員 山角 庸岐 委員

吉澤 勝 委員

保険医・保険薬剤師代表

稲野 秀孝 委員 吉田 良二 委員 齋藤 公司 委員

菊池 進一 委員 北條 茂男 委員 赤沼 岩男 委員

廣田 孝之 委員

公益代表

荒木 英知 委員 金沢 力 委員 塚田 典功 委員

岡地 和男 委員 鈴木 逸朗 委員 山口 裕 委員

笹川 陽子 委員

被用者保険代表

栗田 昭治 委員 郷 孝夫 委員 (以上23名)

4 欠席委員

被用者保険代表

野中 貞明 委員 (以上1名)

5 出席職員

保健福祉部長	川中子 武保	保健福祉部次長	須藤 浩二
保険年金課長	森岡 安夫	保険年金課長補佐	大野 貴司
管理グループ係長	野沢 努	国保給付グループ係長	佐藤 雅俊
国保税グループ係長	高栖 守能	収納グループ係長	阿部 宏之
滞納整理グループ係長	中村 正基	管理グループ総括主査	高橋 善行
国保給付グループ総括主査	小井川 雅美	国保税グループ総括主査	高橋 英之
滞納整理グループ総括主査	福富 政男		

6 会議録署名委員

山本 正人 委員 稲野 秀孝 委員（議長指名）

7 付議事項

(1) 議決事項

- ・議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

(2) 市長からの諮問について

(3) 報告事項

- ・報告第1号 平成24年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
- ・報告第2号 国保財政健全化に向けた平成25年度の主な取組について
- ・報告第3号 平成25年度国民健康保険税の賦課状況について

（開会 午後4時30分）

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は保険年金課管理グループ係長の野沢と申します。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本協議会の定数は24名ですが、本日出席されております委員は23名であります。規則に定める、半数以上の委員が出

席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを事前に御報告させていただきます。

次に、今回は委員の改選がございましたので、ここで少しお時間をいただきまして、本協議会の役割について御説明をいたします。会議資料の1ページ、資料1をお開きください。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関であります。国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行い、また、国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができます。

本市では、国民健康保険税の税率について2年ごとに見直しの協議を行っており、本年はその年度に当たりますので、本日の会議におきまして、この後市長から諮問がございます。

次に、委員の皆様の任期につきましては2年となっております。今回は平成25年7月1日から平成27年6月30日までとなっております。委員の皆様には、今後2年間御協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。なお、本日は辞令書が交付となっております。お手元でございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

それでは次に、委員の皆様を御紹介申し上げますが、今回の改選に当たりまして、新たに被保険者からの公募の方と、公益代表として学識経験者の方に委員をお願いすることになりました。資料を戻っていただきまして、会議次第の次に名簿がございますので御覧ください。

まず、被保険者を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

続きまして公益を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

なお、事務局職員につきましては、この名簿の裏面に記載しました事務局名簿のとおりでございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日は改選後初めての協議会であり、会長及び会長職務代理者が選出されておられませんので、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により、年長者を仮議長とし選出することになります。年長者は鈴木委員でございますので、議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

【仮議長】 仮議長を御指名いただきました鈴木でございます。委員の皆様の御協力を賜りまして、役割を努めてまいりたいと存じます。

まず、議事の(1)議決事項「議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」であります。選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の会議資料の5ページ議案第1号を御覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は、「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条により、無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することではいかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【仮議長】 御賛同いただきましたので指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をいただきたいと存じます。

【委員】 会長には、すでに市議会議員を3期務めまして、また、議会各種委員会の委員長を

歴任されております「塚田典功委員」が、重要な国保財政のかじとり役として、当協議会の会長にふさわしいと思いますので推薦いたします。

【仮議長】 ただ今、岡地委員から、「塚田委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （異議なしの声）

【仮議長】 異議なしのお声がありました。それでは、拍手をもって御賛同いただきたいと存じます。

【委員】 （拍手）

【仮議長】 満場一致で決定いたしました。それでは、私の役割は終わりましたので、事務局に引き継ぎます。御協力ありがとうございました。

【事務局】 鈴木委員、ありがとうございました。それでは、ただ今、会長に選出されました塚田委員には議長席にお移りいただき、御挨拶をお願いいたします。

【会長】 ただ今、皆様からの御推薦をいただき、会長に就任させていただきました、市議会議員の塚田典功でございます。よろしくお願いいたします。

今回、国民健康保険の運営に関する市長の諮問を受けて、皆様で御協議いただくわけですが、御存知のとおり、国民健康保険は財政基盤が非常に脆弱で、運営自体も厳しい状況でございます。国民健康保険の職業別の構成は、以前は農林水産業者や自営業者が65%程度を占めていたのですが、現在では15%弱と低下し、代わりに被用者としてのいわゆる非正規労働者や年金受給者が多く占めようになり、非常に苦しい財政運営を強いられていることが現状ではないかと思えます。国では、社会保障と税の一体改革の中で、医療保険の見直しが検討されているところでございますが、当協議会におきましては、市長の諮問を受けて税率改正を含め皆様に御議論いただきますので、幅広く集まっていいただいている委員の皆様には忌憚のない意見、そして御協力、御支援をいただきながら答申をまとめてまいりたいと思えます。タイトなスケジュールになるかと思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからの進行につきましては塚田会長にお願いいたします。

【会長】 それでは早速ですが、会長職務代理者の選出を行います。選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 会長職務代理者の選出につきましては、会長の選出同様、「公益を代表する委員の中から選出する」こととなっております。また、選出方法につきましても、会長の選出同様、宇都宮市国民健康保険規則第15条により、無記名投票とされておりますが、委員の皆様に異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長職務代理者の選出を行ってきたところであります。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長職務代理者を選出することでいかがでしょうか。

【委員】 （異議なしの声）

【会長】 御異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をお願いいたします。

【委員】 会長職務代理者には、宇都宮市全体の社会福祉の向上のために尽力されている、宇都宮市社会福祉協議会の事務局長である「岡地委員」に、前回に引き続き会長職務代理者をお願いしたいと考えます。

【会長】 ただ今、「岡地委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （異議なしの声）

【会長】 御異議ございませんので、会長職務代理者は「岡地委員」に決定いたします。

次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「山本正人委員」と「稲野秀孝委員」をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】（異議なしの声）

【会長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は「山本正人委員」と「稲野秀孝委員」をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

議事の(2)「市長からの諮問について」でございますが、当運営協議会に対しまして市長から諮問があるようです。よろしくをお願いいたします。

【副市長】（諮問書の読み上げ（副市長が代読））

【会長】 それではここで、市長から御挨拶をいただきたいと思えます。

【副市長】（市長挨拶（副市長が代行））

【会長】 ありがとうございます。副市長には、ここで退席いただきます。

ただ今、市長から諮問を受けましたので、事務局から諮問書の写しをお配りします。

それでは、市長からの諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ただ今、市長から諮問させていただきましたとおり、今後の会議において、国民健康保険税の税率の見直しを含めた財政健全化策について御協議いただき、答申をいただきたいと存じます。

本市では、2年ごとに保険税の税率を見直しており、協議会から答申をいただいてから、来年度の保険税率などを決定してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】 諮問に関する協議は、次回の会議から行っていきたいと思えますが、委員の皆様から何か御意見、御質問などございましたらお願いします。

御意見、御質問がございませんので、次に議事の(3)「報告事項」に移ります。「報告第1号 平成24年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について」と、「報告第2号 国保財政健全化に向けた平成25年度の主な取組について」は、関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料に基づき説明）

【会 長】 事務局の説明が終わりました。御意見，御質問がございましたらお願いいたします。

【委 員】 報告第2号で説明のあった「特定健康診査・特定保健指導の推進」について，宇都宮市特定健康診査等実施計画によると，平成25年度の特定健診目標受診率は30%のことですが，この数値目標が高いのか低いのかよく分かりません。また，平成24年度の目標値が65%であったにも関わらず，実績は25.3%と大きく下回った結果となっています。これを受けて，平成25年度の目標値を30%としたのか，国が設定した平成29年度の目標値60%に到達させるための段階的なものとして30%としたのか，教えていただきたい。

【事務局】 目標受診率でございますが，平成20年度から特定健康診査が各保険者に義務付けられた時に，国は保険者全体としての目標値を5か年計画で設定して，最終年度である平成24年度には特定健康診査について65%，特定保健指導について45%とする目標設定を行い，また，各保険者につきましてもそれぞれ目標値を定めることとされました。宇都宮市におきましても，この目標設定を基に，平成20年度から段階的に受診率を上げていき，平成24年度に65%とする目標を設定いたしました。続きまして，平成25年度からは第2期計画として平成29年度までの5か年計画を策定いたしましたが，国は，特定健康診査の受診率について，国民健康保険と被用者保険とでは被保険者の形態の違いなどにより，大きな隔たりがあるという実態を掴んでいたため，別々の目標を設定することとなり，国保につきましても，特定健康診査，特定保健指導ともに平成29年度末で60%と設定されましたので，本市におきましても同様に，段階的に引き上げていき，最終的に60%を目指してまいります。

【事務局】 参考までに補足いたしますが，資料にもありますように，本市における特定健康診査の受診率は平成23年度では23.0%であり，平成24年度には25.3%まで引き上がりましたが，平成23年度の全国，栃木県，中核市の平均値を申し上げますと，全国が32.7%，栃木県が29.2%，中核市が30.4%であり，本市は23.0%でありますから，まだまだ低い状況にございますが，平成24年度に様々な取組を行った結果，

2.3ポイント上昇し、25.3%になっております。更に、報告第2号にもありますように、平成25年度は、新たな取組として健診サポート事業等もございますので、30%の目標値を設定いたしました。

【委員】 細かい話になりますが、人間ドック・脳ドックの推進の中に、心臓ドックも対象にいただけたら、心筋梗塞の予防につながるのではないかと考えます。また、特定健診受診率の低さに私も驚いているところでございますが、受診率を高くするための提案をいたします。国民健康保険の被保険者の大半はおそらく何らかの理由で医療機関に掛かり、主治医がいらっしゃるかと思います。その主治医から健康診査を受けたかどうかを聴取していただき、受けていなければ、その場で予約を入れるようなシステムを構築するのはいかがでしょうか。強引な方法ではありますが、受診する動機付けになり、受診率の向上につながると思います。もう1つ考えたのですが、保険税の収納について、賦課時の保険税が10万円であった場合、10万数千円として請求し、特定健康診査を受診したら、納付済額のうちこの数千円を還付する、又は次年度の保険税額が安くなるというようなシステムにすると、受診率が向上すると考えます。

【会長】 3点ほど御提案いただいたと思いますが、心臓ドックを導入してはどうか、主治医による動機付けを慣例化してはどうか、デポジット方式による徴収をしてはどうかとのことです。これらについて返答をお願いします。

【事務局】 心臓ドックにつきましては、この場ではお答えしにくいのですが、人間ドック・脳ドックに関しましては1人当たり1万円の補助をしております。平成24年度の実受診者数は2,753人であり増加傾向にありますので、更にPRをしながら、心臓ドックを含めて補助の対象者や内容についても検討していきたいと考えております。また、主治医による受診勧奨については、特定保健指導に関することとなりますが、特定保健指導の指導実施機関について、平成24年度は8機関でありましたが、宇都宮市医師会様に御協力をいただきまして、平成25年度からは84機関へと大幅に拡充いたしました。特定健康診査によって特定

保健指導の対象者が見つかりますので、主治医の先生方から受診を促してもらえることに期待をしています。次に、保険税額に金額を上乗せして請求し、特定健康診査の受診状況に応じて還付等を行うことにつきましては、現行の制度では、多く納め過ぎてしまったものについては過誤納還付金としてお返ししますが、予め多く徴収しておいて後で返還する方法は、現行の制度の中では厳しいと考えられます。

【会 長】 ここには医師会の先生がいらっしゃいますので、補足がありましたらお願いいたします。

【委 員】 ただ今、お話があったように、特定健康診査・特定保健指導ともに受診率が低く、特に保健指導が低いということで、医師会として、指導実施機関について大々的に募集し、このように拡大することができました。こういったところから指導を実施し、前提となる特定健診を勧めていきたいと思っております。特定健診には集団健診と個別健診とがありまして、特に40代、50代の方に、糖尿病や腎臓病をはじめとした生活習慣病の予防のために特定健診を受診してもらいたいのですが、これらの方は、自営業の方や、時間がなかなか作れないという方が多く、受診率が低いという現状があり、受診されている方は高齢の方が多いというのが実情です。したがって、今後は40代、50代の方をターゲットに推進していく必要があると考えます。

【委 員】 3点ほど質問があります。

まず1点目は、小規模の事業所に勤めている場合、社会保険ではなく国保に加入しているという実態があると思いますが、社会保険加入への勧奨はどのような実態になっているか、また、何ができるのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、短期証・資格者証について、短期証は1か月証、6か月証とありますが、どのようにして、被保険者の手元に届くのかを確認させていただきたいと思えます。

3点目は、先ほど特定健康診査についての中核市や全国の受診率をお示しいただいたのですが、全国的にも受診率は低く、更に宇都宮市は栃木県内でもかなり低い実態の中で、他市

と宇都宮市を比較して、いったい何が違うのか、どこに原因があると見ているのかということと、昨年度も受診率向上のために行政として頑張ってきて、やっとの思いで2.3ポイント引き上げたと思いますが、更に今年度は5ポイント近く引き上げるためにどうするかについて教えていただきたいと思います。

【事務局】 1点目の国保から社会保険への切り替えの勧奨につきましては、社会保険に加入するためには、週の労働時間40時間のうち30時間以上を有していることが要件であり、30時間に満たない方は国保に加入することになっておりまして、本市の国保加入者のうち、非正規労働者の割合は40%と高くなっております。参考までに申し上げますが、社会保険の適用拡大といたしまして、すでに法律は改正されておりますが、平成28年10月から、事業所の従業員が501人以上、月額賃金が88,000円以上、勤続1年以上、そして週の労働時間が現在の30時間以上から20時間以上と、社会保険の適用範囲が広がることになり、国全体で約200万人が国保から社会保険へ移行するだろうとされています。なお、社会保険の中には二重資格者もあり、これは資格を喪失する届出をしないと喪失にはなりません。このため、国保の保険者として、日本年金機構の年金ネットの活用などにより、二重資格者の資格喪失に関する届出を促し、国保資格の喪失に向けた勧奨を行ってまいりたいと考えております。

2点目の短期証や資格者証につきましては、国保税を滞納している方に交付するものであります。短期証は過去2年間の課税額の2分の1以上を滞納している方のうち、分納誓約などによって納付を継続している方には6か月の短期証を交付しております。資格者証は短期証の基準に、更に直近の6か月のうち全く納付がない方や1回しか納付がない方に交付しております。資格者証を交付しますと連絡や窓口への来庁がありますので、納税相談を行い、一部を納付していただいたり特別な事情によるものと判断できた場合には、1か月の短期証を交付しております。一般の被保険者証、短期証、資格者証は毎年10月1日に更新となりますので、その時に全ての被保険者にいずれかの保険証を送付しております。したがいまし

て、滞納している方からの申し出が無くても手元に届くことになります。

3点目の特定健診の受診率が低いことにつきましては、取組といたしまして様々な周知啓発を行っているところであります。また、昨年度は未受診者へのアンケートを実施しており、受診していない理由としまして、例えば平成20年度から平成23年度までの4年間に1度も特定健診を受診していなかった方の約半数が、「病院に通院しているから」ということでした。更に2割の方が「健康だから」ということで受診していないということでした。病気になってから診療・治療を受けるわけですが、本来は健康な時にこそ受けていただきたいのが健康診査あるいは特定健康診査でありますので、まだまだ周知が不足しており、なかなか受診率の向上につながらない状況であります。

このアンケート結果を踏まえまして、平成25年度は「国保だより」などの広報紙による周知啓発や新聞への折り込み広告、健康づくり講演会の開催、健診サポート事業といたしまして未受診者への訪問指導を行いながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

【事務局】 1点目の御質問について補足をさせていただきます。事業所にお勤めであれば社会保険に加入するものと考えがちですが、宇都宮市だけに限らず全国的な傾向といたしまして、中小零細企業に勤める従業員の中には、社会保険ではなく国保に加入している方がいるという実態がございます。

これについては、厚生労働省の労働局の管轄になりますが、労働者の条件を規定する労働行政により、市が直接事業者等に対して社会保険へ加入するよう勧奨することはできない状態でございます。国民健康保険としては、少なくとも無保険にならないよう、社会保険に入らない方については国民健康保険でカバーすることにならざるを得ないという状況でございます。

2点目の短期証・資格者証の届け方についての一般的な流れは先ほどの説明のとおりでございますが、実務といたしまして、保険年金課や地区市民センターなどの窓口に来られて納

付いただければ、その場で即日交付しております。また、定期的に納付状況を確認しておりますので、窓口に来られなくても年度途中で納付を確認した場合には住所地に郵送しております。

【委員】 有効期間が1か月の短期証は、すぐに期限が切れてしまいますが、次の保険証がきちんと届いているのかどうかを危惧しています。その辺は、次の1か月の保険証は送付されると考えてもよろしいですか。

【事務局】 毎週定期的に納付の確認を行っており、確認できれば自動的に送付させていただいております。月半ばに送付した場合は、有効期限までに間に合いますが、月末直前に納付された方につきましては連絡をいただいております。納付の確認に2～3日要しますが、確認後速やかに送付させていただいておりますので、基本的に御迷惑をお掛けするようなことはないと考えております。

【委員】 特定健診の件ですが、今年度は受診率を5ポイント向上させる目標であり、受診機会の拡大のため、早朝や夜間の健診、全国健康保険協会との合同健診を実施するというのは良いことだと思います。しかし、回数が少ないように思います。5ポイントの向上は難しいと思いますので、せめて月に1回は実施するなど検討していただきたいと思います。

【会長】 今の意見については、検討課題とさせていただきます。ほかに御質問のある方はお願いいたします。

【委員】 以前お送りいただいた資料の中で、都道府県ごとの収納率ワースト5で栃木県が第2位となっています。他の都道府県を見ると大都市であるため納得できるのですが、栃木県はどちらかと言えば土着性が強い地域だと思います。同じように土着性が強く、非正規労働者もそれなりに多く、中小零細企業が多い県はほかにもあると思いますが、栃木県が収納率で全国ワースト2位となっています。このことについては何らかの理由があつてのことだと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 収納率につきましては、全国の集計は基本的に現年度分を比較しております。栃木

県の現年度分収納率の低さは、東京都に次いで第2位となっておりますが、国民健康保険は、自治体によって保険料方式か保険税方式に分かれており、保険税方式である本市では、時効まで5年の期間の中で様々な収納対策を講じ、粘り強く、過年度滞納分からの収納に力を入れております。収納率を現年度分のみで比較いたしますと低い状況になってしまいますが、滞納繰越分の収納強化とともに現年度分につきましても新たな滞納をなくすため口座振替の加入促進などに取り組んでおりまして、現年度分と滞納繰越分のトータルの収納率では、宇都宮市は中核市全体のうち中位に位置しております。

【事務局】 補足いたしますが、栃木県の平成23年度の国保税収納率は、先ほどお話しいただいたように47都道府県の中で46位でした。また、市県民税につきましても47都道府県の中で46位と同じ状況でございました。その辺の要因につきましては、土着性などもあると思いますが、大都市と栃木県では違いがある中で、比較することは、難しいところもあります。

国民健康保険は医療保険制度でありますので、原則的には保険料を徴収しますが、それを地方税法の規定によって保険税として扱うこともできまして、宇都宮市では保険税として徴収しております。中核市41市で見みますと、保険料として徴収しているところが25市、保険税が16市でございます。その違いにつきましては、保険税は滞納になった保険税額を5年間かけて徴収できますが、保険料は2年間ととなります。したがって、収納率を見ますと、保険料のところは現年度分の収納率が高くなっております。これは、2年で時効となるために、滞納繰越分にはそれほど力を注がず現年度分重視となっております。しかし宇都宮市は、負担の公平化を図る上でも、保険税を5年かけて収納対策を講じているところがございます。ですから、平成23年度の資料になりますが、現年度の収納率は中核市41市中38位と低いですが、滞納繰越分については41市中2位でございます。そしてトータルでは中程に位置しているという状況でございます。

【会長】 よろしいでしょうか。背景などの報告事項については後ほど御説明いただければと

思います。それでは次に移らせていただきます。「報告第3号 平成25年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料に基づき説明）

【会長】事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

【会長】御意見、御質問がございませんので、次に議事の(4)「その他」に移ります。まず、委員の皆様から何かございますか。

【委員】これから、来年度以降の2年間の税率を検討していく訳ですが、それに先立って、色々見ていけば、国保の構造自体にかなり無理がきていると感じます。先ほどの軽減世帯の割合を見ても低所得世帯がかなり多く、国保財政が逼迫しているのは分かっていることですが、その中で、自治体の努力でどのように運営していくのかという問題になってくるかと思います。先ほど他市との比較の中で少し出てきましたけれど、例えば長野県は健康寿命が日本一になり、一方で医療費はかなり抑制されていると思います。このことを考えると、良い事例についてどのように見習っていくのかがとても大事になってくると思います。そこで、今後の検討の参考資料として、他市との比較による色々なデータを提供していただき、委員の皆様の共通認識の下で税率改定に向けた検討ができれば良いと思います。例えば、税の負担状況の比較や医療給付費の比較、平均寿命の比較、10万人当たりのお医者さんの比較もあれば良いと思いますし、所得別の構成や年齢別の構成などのデータもお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】資料の整理をお願いいたします。ほかにございますか。

ほかに御意見、御質問がございませんので、次に、大きな3の「その他」に移ります。議事以外のことで、まずは委員の皆様から何かございますか。

事務局からは何かございますか。

【事務局】本協議会の今後の日程について御説明いたします。右上に「その他」と記載しております「平成25年度 協議会の開催予定」を御覧ください。今年度の会議は全部で7回程

度予定しておりますが、次回の会議は8月29日の木曜日、午後4時30分から本日より同じく14A会議室にて行います。

また、第3回の会議を、9月26日の木曜日、午後4時30分から、市総合福祉センター4階の視聴覚室にて開催を予定しております。この第2回、第3回の会議につきましては、開催通知書をお配りしておりますので、出欠につきまして、会議開催日のそれぞれ10日前までに、FAX又はお電話にて御連絡くださいますようお願いいたします。

また、第4回目以降の予定につきましては記載のとおりでございますが、確定後に改めて開催通知をお送りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

もう1点ですが、今回初めて委員になられた方につきましては、資料送付時に、こちらの「国保のことば」を同封いたしております。引き続き委員になられた方につきましては、2年前に同じものをお配りしておりますが、御希望がございましたら事務局まで御連絡ください。事務局からは以上でございます。

【会 長】 これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間、熱心な御討議をいただきありがとうございました。では、事務局にお戻しいたします。

【事務局】 塚田会長、そして委員の皆様、本日はありがとうございました。これで、平成25年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後6時10分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 塚田 典功

委 員 小 林 正人

委 員 稲野 秀孝